

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

院内感染防止対策の考え方が 加わった基本診療料と、医療連携

初診料の施設基準が新設され、外来環の施設基準が変更された。また、医管が再編された。変更点を中心に解説する。

なお、詳細は、会員に無料配布した「2018年改定の要点と解説」をご覧ください。

患者：60歳・女性

主訴：左下の奥歯が腫れて昨夜眠れなかった。

所見：全顎的に歯肉の発赤腫脹が認められ、特に左下6番はう蝕による
 歯冠崩壊が著しく根尖相当部の歯肉は激しく腫脹し、波動を触れる。

傷病名： $\overline{6}$ 急化PerAA $\frac{7}{7}$ $\frac{5}{5}$ P₂

※ 初診料の注1・外来環1・医管 施設基準の届出医療機関

月日	部位	療法・処置	点数	
10月1日		初診 注①②③	237	
		外来環1 注④	23	
		$\overline{6}$ 根尖相当部の歯肉に膿瘍を形成し波動を認める。	/	
		$\overline{6}$ X-Ray (D) 電	58	
		歯冠崩壊が著しく、根尖部には母指頭大の透過像を認める。	/	
		糖尿病手帳あり、糖尿病罹患を確認。モニタリングしながら処置。	/	
		歯科治療時医療管理料 (医管) (改定前:医管II)	45	
		(血圧・脈拍・SpO ₂ など管理内容 略)	/	
		$\overline{6}$ OA+浸麻 (歯科用キシロカインCtI, 2mI)	/	
		口腔内消炎手術	230	
	頬側を切開。排膿を認める。	/		
	処方箋 (処方内容 略)	68		
	診療情報連携共有料 (情共) 注⑤⑥	120		
	$\overline{6}$ 保存不可を説明。HbA1cや服薬の情報提供を〇〇医院へ依頼。	/		
10月15日		再診	48	
		再外来環1	3	
		〇〇医院より文書あり。HbA1c 6.5%で食事療法中とのこと。	/	
		$\frac{7}{7}$ $\frac{5}{5}$ P基検 (検査結果 略)	200	
		パノラマX-Ray パ電 (所見 略)	402	
		歯管 文	100+10	
		総合医療管理加算 (総医) (改定前:医管I) 注⑦	50	
		歯科治療時医療管理料 (内容 略) 注⑦	45	
		歯周病患者画像活用指導料 (P画像) (改定前:口腔内写真検査) カラー写真を用いてブラークコントロールについて説明。	10+10×4	
		$\overline{6}$ OA+浸麻 (歯科用オーラ注CtI.8mI)	/	
	拔牙 (手術内容 略)	265		
	処方箋 (処方内容 略)	68		
10月19日		再診	48	
		再外来環1	3	
		歯科治療時医療管理料 (内容 略)	45	
		$\overline{6}$ SP (アクリノール)	/	
		実地指1 (指示内容 略)	80	
		$\frac{7}{7}$ $\frac{5}{5}$ スケーリング	68+38×2	
		P基処 (H ₂ O ₂)	10	
	11月2日		再診	45
			再外来環1	3
			歯管 文	100+10
		総合医療管理加算	50	
		歯科治療時医療管理料 (内容 略)	45	
		$\overline{6}$ SP (アクリノール) 抜糸	/	
		$\frac{7}{7}$ $\frac{5}{5}$ スケーリング	68+38×2	
		P基処 (H ₂ O ₂)	10	
11月13日			再診	48
			再外来環1	3
		$\frac{7}{7}$ $\frac{5}{5}$ P基検 (検査結果 略) 前回から1ヵ月以内	200×50/100	
		歯周病患者画像活用指導料	10+10×4	
		実地指1 (指示内容 略)	80	
		$\frac{3}{3}$ $\frac{3}{3}$ SRP	60×6	

《解説》

I. 初診料の注1 (院内感染防止対策) の施設基準の新設

注① 2018年9月末日までに初診料の注1の施設基準を届出した医療機関は、10月以降の初診料が237点・再診料が48点に引き上げられる。届出しない場合は、10月以降の初診料が226点・再診料が41点に引き下げられる。
 都内の医療機関においては、「別添7」と「様式2の6」の届出書類を1部ずつ作成し、関東信越厚生局東京事務所に郵送又は持参して届出を行い、書類の写しを保管する。届出書類は、その他の施設基準も含めて、関東信越厚生局のホームページからダウンロードできる。

「初診料の注1」の施設基準
①口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じていること
②感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること
③歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1人以上配置されていること (2019年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱う)
④当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること
⑤年に1回、院内感染対策の実施状況などを、地方厚生 (支) 局長に報告していること

注② 注①の届出以外に、院内感染防止対策の研修を受講した旨の届出も必要である。研修の届出は、2019年3月末日までに行えばよい。

都内の医療機関においては、「別添7」と「様式2の8」の届出書類を1部ずつ作成し、研修の受講を確認できる文書 (4年以内のもの) を添付し、関東信越厚生局東京事務所に郵送又は持参して届出を行う。また、書類の写しを保管する。
 なお、協会では、4月26日に院内感染防止対策の研修会を開催する。詳細は、9・10面の研究会のご案内をご覧ください。

注③ 注②の研修は定期的に受講することが必要であり、届出後は届出日の属する月の翌月から起算して4年が経過するまでに再度届出をする。

II. 歯科外来診療環境体制加算の施設基準の見直し

注④ 外来環は、院内感染防止対策の施設基準が新設されたことにより、取扱いが変更された。診療所では、10月以降、初診時23点、再診時3点を加算する。
 なお、改定前に外来環である医療機関は、2018年9月末日までに施設基準の届出し直しが必要であり、注意が必要である。

III. 診療情報連携共有料の新設

注⑤ 診療情報連携共有料120点が新設された。慢性疾患を有する患者、または歯科診療を行う上で特に全身的な管理の必要が認められ、検査結果や診療情報の確認が必要な患者を対象とし、患者の同意を得て、医科保険医療機関 (歯科を行うものを除く) での診療情報の提供を文書で依頼した場合に算定する。
 点数は、同一保険医療機関、同一患者ごとに、3か月に1回に限り算定する。なお、情Iを算定した場合は、同月に算定はできない。

注⑥ 依頼する文書には下記事項を記載し、患者または情報提供を依頼する別の保険医療機関に交付する。カルテには文書の写しを添付する。
 また、必要に応じて問い合わせに対応できる体制 (電話への対応担当など) を確保する。

項目
イ 患者の氏名、生年月日、連絡先
ロ 診療情報の提供依頼目的 (必要に応じて、傷病名、治療方針等を記載)
ハ 診療情報の提供をを求める医療機関名
ニ 診療情報の提供を求める内容 (検査結果、投薬内容等)
ホ 診療情報の提供を依頼する保険医療機関名および担当医名

IV. 医管 (I) (II) の再編

注⑦ 医管 (I) が歯管の加算である総合医療管理加算に、医管 (II) が歯科治療時医療管理料に再編された。
 総合医療管理加算は医管 (I) と比べ、歯管と同日に算定することに代わり、対象疾病が5疾病、処置の有無に関係なく算定できるようになった。
 歯科治療時医療管理料は医管 (II) と比べ、対象疾病が15疾病となった。

区分	総合医療管理加算 50点	歯科治療時医療管理料 1日につき45点
対象疾病	糖尿病、骨吸収抑制薬投与中の患者、感染性心内膜炎のハイリスク患者、関節リウマチ、血液凝固阻止剤投与中の患者	高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害、喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、副腎皮質機能不全、てんかん、慢性腎臓病 (腎代替療法を行う患者に限る)、人工呼吸器を装着している患者または在宅酸素療法を行っている患者
算定対象	問わない (歯管に加算する)	処置 (外科後処置、創傷処置、P処、P基処を除く)、手術、歯冠修復・欠損補綴 (歯冠形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、印象採得に限る)
医科からの情報提供	必要	不要

注⑧ 改定前に医管を届出していた医療機関は、届出し直しは不要。
 また、施設基準の歯科衛生士・看護師の配置の要件が変更され、非常勤の歯科衛生士または看護師を2名以上組み合わせることにより、常勤歯科医師などと同じ時間に歯科衛生士または看護師が配置されている場合は、常勤の歯科衛生士または看護師が勤務しているとみなすことができるようになった。

* 実態に即してご請求下さい *